

# 転院搬送体制等整備事業補助金交付要綱

決定 29福保医救第747号 平成29年10月31日

## 第1 目的

この要綱は、救急医療を提供する都内の医療機関が他の医療機関へ傷病者を搬送する事案（以下「転院搬送」という。）のうち、消防機関以外の搬送手段を活用する場合に必要な経費を補助することにより、救急車の適正利用を一層促進し、安定的な救急医療体制を確保することを目的とする。

## 第2 補助対象事業

### 1 補助対象者

救急病院等を定める省令（昭和39年2月20日厚生省令第8号）に基づき知事が告示した救急病院又は救急診療所及び東京都周産期母子医療センター設置・運営要綱に定める総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センター（以下「救急告示医療機関等」という。）の開設者

### 2 対象経費

次の（1）から（3）の条件の全てを満たす転院搬送を行うために要する経費

- （1）補助対象者が運営する都内の救急告示医療機関等から他の医療機関に入院するために必要な転院搬送であること
- （2）補助対象者に所属する医師又は看護師が病状管理のために同乗していること
- （3）補助対象者又は東京消防庁の認定を受けた患者等搬送事業者が所有する患者等搬送車（都が東京DMAT指定病院に貸与している災害時医療支援車両を含む）による転院搬送であること

## 第3 補助金の交付

この補助金は、次の1及び2により算出された額を都の予算の範囲内で交付する。

- 1 別表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額から診療収入額、その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- 2 1により選定された額に第3欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

## 第4 申請手続

補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、知事が別に定める日までに、別記第1号様式による交付申請書を知事に提出しなければならない。

## 第5 交付決定

知事は、第4の規定に基づく補助金の交付申請があったときは、交付申請書及び関係書類の内容を審査し必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付することが

適当であると認めたときは、第8に掲げる事項を条件に補助金の交付を決定するものとし、その決定の内容及び条件を速やかに申請者に通知するものとする。

## 第6 変更申請手続

交付決定後の事情変更により、申請内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、第4の規定に従い毎年度知事が別に定める日までに行うものとする。

## 第7 申請の撤回

申請者は、第5の規定に基づく交付決定の通知を受けた後、当該通知に係る補助金の内容又は条件に異議があるときは、交付の決定の日から14日以内に申請の撤回をすることができる。

## 第8 交付の条件

この補助金の交付の決定には、次の条件を付けるものとする。

### 1 事情変更による決定の取消し等

(1) 知事は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくは条件を変更することができる。

ただし、補助事業のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

(2) 前号の規定により、補助金の交付決定を取り消すことができる場合は、天災地変その他補助金の交付決定後生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったと認める場合に限るものとする。

(3) (1)の規定による補助金の交付決定の取消しにより特別に必要となった事務又は事業に対しては、補助事業に係る残務整理に要する経費及び補助事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費に係る補助金を交付する。

(4) 前号の規定による補助金交付額の当該経費に対する割合、その他の交付については、(1)の規定による取消しに係る補助事業についての補助金に準ずるものとする。

### 2 承認事項

補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業が次のいずれかに該当する場合は、あらかじめその理由及びその他必要事項を記載した書面を知事に提出し、承認を受けなければならない。

ただし、(1)及び(2)に掲げる事項のうち、軽微なものについては、その限りでない。

(1) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

### 3 事故報告

- (1) 補助事業者は、補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由その他必要事項を書面により、知事に報告しなければならない。
- (2) 前号の報告に基づき、必要な指示を与えられた場合は、直ちにその指示に従わなければならない。

### 4 状況報告等

知事は、補助事業の円滑適正な執行を図るため、必要と認めるときは、補助事業の実施状況、経理状況及びその他必要な事項について、報告を徴し、又は検査を行うことができる。

### 5 遂行命令等

- (1) 知事は、補助事業者が提出する報告及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 221 条第 2 項の規定による調査等により、補助事業が交付の決定の内容及び条件に従って遂行されていないと認めるときは、これらに従って当該補助事業を遂行するよう命ずることができる。
- (2) 知事は、補助事業者が前号の命令に違反したときは、当該補助事業の遂行の一時停止を命ずることができる。
- (3) 前号の一時停止を命ずる場合において、補助事業者が補助金の交付の決定の内容及び条件に適合させるための措置を指定する期日までにとらないときは、10 の規定により当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

### 6 調書の作成

補助事業者は、事業に係る支出を明らかにした帳票を備え、当該支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳票及び証拠書類を事業完了後 5 年間保管しておかなければならない。

### 7 実績報告

- (1) 補助事業者は、補助事業が完了したときは、別紙第 2 号様式による事業実績報告書を指定する期日までに知事に提出しなければならない。
- (2) 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合は、別紙第 3 号様式による消費税仕入控除税額報告書を速やかに知事に提出しなければならない。この場合において、知事が当該仕入控除税額の全部又は一部の納付を命じたときは、補助事業者は、これを納付しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

### 8 補助金額の確定等

知事は、前項の規定による報告があつたときは、事業実績報告書を審査し必要に応じて現地調査等を行い、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及び条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知

する。

#### 9 是正のための措置

知事は、前項の規定による審査等の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及び条件に適合しないと認めるときは、これを適合させるための措置をとるべきことを命ずるものとする。

#### 10 決定の取消し

(1) 知事は、補助事業者が次のアからウまでのいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

ア 偽り、その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

イ 補助金を他の用途に使用したとき。

ウ 補助金の交付の決定の内容又は条件その他法令又はこの要綱による指示に違反したとき。

(2) 前号の規定は、補助金額の確定があつた場合においても適用する。

#### 11 補助金の返還

(1) 知事が補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業者が補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を受領している場合には、指定する期日までに取り消された金額を返還しなければならない。

(2) 前項の規定は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金を受領している場合においても適用する。

#### 12 違約加算金及び延滞金

(1) 10の規定により、知事が補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助金の返還を命じたときは、補助事業者はその命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く）を納付しなければならない。

(2) 知事が補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

#### 13 違約加算金の計算

知事が前項の規定により、違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

#### 14 延滞金の計算

知事が 12 の（2）の規定により、延滞金の納付を命じた場合において、補助事業者が返還を命ぜられた補助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

#### 15 他の補助金等との重複の禁止

この補助事業により補助金の交付を受けた対象経費について、他の補助事業等から重複して補助金等の交付を受けてはならない。

## 第9 その他

- 1 特別の事情により、第3、第4、第6及び第8の7に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

## 附 則

この要綱は、平成29年11月1日から施行する。

別表

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
<p>13,000 円×対象となる転院搬送の回数 ただし、次に掲げる回数を上限（1 2月の場合）とする（注）。</p> <p>(1) 指定二次救急医療機関</p> <p>4床確保医療機関 834回 3床確保医療機関 417回 2床確保医療機関 278回 1床確保医療機関 139回</p> <p>(2) 指定二次救急医療機関を除く救急告示医療機関等 139回</p>	<p>補助対象事業の実施に必要な次に掲げる経費</p> <p>(1) 転院搬送に必要な医師、看護師及び自動車運転手の給与費又は次に定める給与費相当額</p> <p>医師 1時間当たり 2,633円 看護師 1時間当たり 1,407円 運転手 1時間当たり 960円</p> <p>(2) 転院搬送に使用する車両の運行に必要な需用費（消耗品費、燃料費、修繕費等）、役務費（自動車検査料、保険料、通信費等）、委託料、使用料及賃借料</p> <p>(3) その他転院搬送に必要であると知事が認める経費</p>	<p>2分の1</p>

(注) 事業実施期間が1 2月に満たない場合には、(1)及び(2)に掲げる回数の上限を1 2で除した数値に、実施期間の月数を乗じて得た数（1未満の端数切捨て）を回数の上限とする。